

入札参加資格確認資料作成要領(工事)

一般競争入札 公告個別事項において、「参加資格」に基づき、「提出書類」で指定した施工実績調書様式第3号、配置予定技術者調書様式第4号及び添付資料の作成及び提出に係る留意事項は次のとおりとする。入札参加資格確認資料に記載した内容は真実であることを誓約したものとみなすので、作成にあたっては誤りのないようにすること。

また、「参加資格」において、建設工事共同企業体の代表構成員以外の構成員にも参加資格を求めている場合は、代表構成員以外の構成員についても、指定した提出書類を提出すること。

1 提出にあたっての留意事項

入札参加資格確認資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分確認してから提出すること。

なお、添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

2 競争入札参加資格

競争入札参加資格について、発注者が業種(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業及び舗装工事業にあっては、業種及び等級)のみを指定した場合は特に証明のための資料の提出は必要ないが、業種の他に発注者が指定する事項がある場合には、それらを証明するための資料を添付すること。ただし、当該指定する事項が経営事項審査結果通知書の記載から確認できる場合の当該経営事項審査結果通知書については、提出することを要しないものとする。

3 企業の施工実績(施工実績調書 様式第3号)

ア 一般競争入札 公告個別事項「参加資格」の「企業の施工実績」により指定する場合に記載する。

イ 元請けとして請負い、平成21年4月1日(別に日を定める場合を除く。)以降に完成・引き渡し済みの工事の中から、アに示す規模以上の同種工事の施工実績を次のウ、エにも留意して記載すること。

ただし、建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

1 工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業の工事内容として扱う。

2 工事金額の施工実績は、企業体の工事金額を各企業の工事金額として扱う。

ウ 施工実績として記載する発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。なお、記載する発注機関の優先順位は、国機関、都道府県(政令指定都市を含む)、公団等、独立行政法人の順とし、その実績を記載すること。これが無い場合は、市町村、公営企業等、事業団等、民間等の施工実績を記載すること。

ただし、アスファルト舗装工事の施工実績として記載する発注機関は、山梨県、国機関又は県内市町村に限る。

エ CORINS登録番号は、「登録内容確認書」、「竣工登録工事カルテ受領書」等に記載された登録番号を記入すること。

オ 企業の施工実績を証明するための添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事内訳書(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINS番号を記載した場

合は省略することができる。

カ 契約書等の写しもなくCORINSにも未登録の実績については、実績として認めないので記載しないこと。

キ アで示した同種工事が下記の場合、その範囲は次のとおりとする。

- 1 道路工事「道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路附属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等」
- 2 河川・水防工事「築堤工事、護岸工事、根固・水制工事、床止工事(落差工、帯工)、堰(頭首工を含む)・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用水路工事、畑地かんがい工事等」

4 ISO9001の認証(添付資料)

一般競争入札 公告個別事項「参加資格」の「ISO9001の認証」により指定する場合、ISO9001の認証取得を証明する書類の写しを添付すること。

なお、ISO9001の認証を求めない場合は、提出を不要とする。

5 配置予定技術者(配置予定技術者調書 様式第4号)

ア 一般競争入札 公告個別事項「参加資格」の「配置予定技術者」により指定する場合に記載する。配置予定技術者の資格を求めない場合は、提出を不要とする。

イ 参加申請時及び入札時において、配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。その場合は、全ての配置予定技術者について様式第4号及び添付書類を提出すること。

ウ 配置予定技術者の資格

「参加資格」により指定した、配置予定技術者の資格が確認できる資料(一級土木技術検定合格証明書等、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し)、企業との直接的かつ参加申請日以前3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する資料(健康保険被保険者証の写し)を添付すること。

エ 配置予定技術者の施工実績

「参加資格」において配置予定技術者の施工実績を求めない場合は工事实績の記載を不要とする。

対象は、完成時に監理技術者、主任技術者、担当技術者(完成時にCORINSに登録された者に限る)又は監理技術者証を有した現場代理人(完成時にCORINSに登録された者に限る)として施工従事したものとする。

記載方法は、上記3のイ、ウ、エ、キと同じ取扱いによること。

なお、当該技術者が他社で施行従事したものについても、実施として認める。

オ 配置予定技術者の他工事の従事状況等

従事している工事について、対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。CORINS番号欄の記載方法は、上記3のエによること。